

千葉県福祉サービス第三者評価の評価結果
(保育園) 33項目

1 評価機関

名 称	特定非営利活動法人 ACOBA
所 在 地	千葉県我孫子市本町3-4-17
評価実施期間	令和2年10月1日~令和3年3月31日

2 受審事業者情報

(1) 基本情報

名 称 (フリガナ)	浦安市立東野保育園 ウラヤスシリツヒガシノホイクエン		
所 在 地	〒279-0042 浦安市東野1-7-2		
交通手段	東西線浦安駅下車 東京ベイシティバス5番東野保育園下車 4, 8, 12番市役所前下車 京葉線新浦安駅下車 東京ベイシティバス5東野保育園下車 おさんぽバス舞浜線総合福祉センター下車		
電 話	047-350-4321	FAX	047-350-4322
ホームページ			
経 営 法 人	浦安市東野1-7-2		
開設年月日	平成元年4月1日		
併設しているサービス	一時預かり保育 保育ママ連携園		

(2) サービス内容

対象地域	浦安市内在住、在勤							
定 員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計	
	18	30	32	32	32	32	176	
敷地面積	2000.18㎡			保育面積		915.96㎡		
保育内容	0歳児保育		障害児保育		延長保育		夜間保育	
	休日保育		病後児保育		一時保育		子育て支援	
健康管理	年2回内科・歯科健診 蟻虫卵検査 3歳以上尿検査 月1身体測定看護師による健康観察							
食事	完全給食、離乳食、アレルギー除去食、							
利用時間	7:00から19:00							
休 日	日曜日、祝日、年末年始(12/29~1/3)							
地域との交流	幼稚園、小学校、中学校、園庭開放、子育てサロン							
保護者会活動	父母会主催の催し物、保育フォーラム、年1回学年ごとの茶話会							

(3) 職員（スタッフ）体制

職 員	常勤職員	非常勤、その他	合 計	備 考
		37	36	73
専門職員数	保育士	看護師	栄養士	
	34	1	1	
	保健師	調理師	その他専門職員	
		4	1	保育カウンセラー月1回
			2	囁託医（内科・歯科）

(4) サービス利用のための情報

利用申込方法	一時保育預かり事業 東野保育園 （入所申請 保育幼稚園課）		
申請窓口開設時間	8：30から17：00		
申請時注意事項	利用月の前月1日（平日でない時は翌日）から電話受付。初回は面接を行う。月私的2日、緊急14日、非定型週3日で同じ月の中で違う事由での利用は不可。		
サービス決定までの時間	空きがあれば当日でも可、初回は、面接ができれば利用日前日でも可。		
入所相談	電話、来園時に行う		
利用代金	0から2歳児1日2200円半日1100円3から5歳児1000円半日500円		
食事代金	1日300円 午前中200円 午後100円		
苦情対応	窓口設置	苦情受付担当者（東野保育園園長）	
	第三者委員の設置	社会福祉課	

3 事業者から利用（希望）者の皆様へ

サービス方針 （理念・基本方針）	<p>「理念」 ・子どもたちの健やかな成長を目指す</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安心して生き生きと子育てができる支援を目指す ・子どもと家庭を見守り、支えあえる保育園を目指す <p>「基本方針」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・愛着関係や信頼関係を築き、子どもが主体的に活動できるよう保育をしていきます ・地域の子育て家庭と信頼関係を築きながら、開かれた保育園づくりをしていきます ・保護者と共に協力しあいながら、子育てに喜びを感じられるようにしていきます
特 徴	<p>市内の中心部に位置し平成元年に浦安市5番目の公立保育園として開園しました。ここ数年でマンションが増え、若い世代の核家族家庭が多く、保育の需要が高まっています。地域子育て支援として園庭開放や体験保育を行ったり、保育士が子育てサロンに出向いたりしています。また、一時預かり保育の利用も多く、地域に密接した保育園です。</p>
利用（希望）者 へのPR	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちが自分の気持ちを素直に表現できるように、職員みんながすべての子に愛情をもって接しています。 ・様々な経験や遊びを通して子どもが気づき、発見し、自信をもって行動できるように関わっています。 ・異年齢が交流することで、相手を思いやる心を育み、小さい子は大きい子への憧れや自分でもやってみようという意欲につながります。 ・保護者の方や地域の子育て中の方が、子育てに喜びを感じられるように一緒に子ども達の成長を援助していきます。

福祉サービス第三者評価総合コメント

特に力を入れて取り組んでいること
<p>1. 働きやすい園環境で全職員一体となつての保育</p> <p>園長は子どもや保護者を支援するためには、「職員一人ひとりが先ず健康」「園内のコミュニケーションが良い」「いつでも保護者や職員の相談に応じること」が重要として取り組んでいる。職員の勤務体制もシフト面で考慮しており、働きやすい職場環境となっている。職員間の連携とコミュニケーションは良く、家族アンケートでも「担任の先生をはじめ他のクラスの先生もいつも園児の事を気にかけてくれる」「園の雰囲気が良い、職員の明るい対応、安心して子どもを任せられる」などと高い評価を受けている。定員176名の大型園であるが、園長が目指す「より良い保育」に向かって全職員一体となり、良きチームワークで取り組んでいる。</p>
<p>2. 恵まれた環境で利便性が高い保育園</p> <p>当保育園の窓から、真新しい市役所庁舎が見える場所にあり、隣接して小学校、福祉総合センターに囲まれ広い園庭がある。近隣にうらやす公園・市立図書館・郷土博物館などの利便性と環境に恵まれた地域で、近年は大型マンションが建設され保育の需要が増加している。例年ならばこの環境を活かし東野小学生との交流や、園外散歩・社会見学等を度々実施しているが、今年はコロナ禍において、ほとんどが中止、自粛となっている。その為にクラスごとに時間を調整して交代での園庭活動や雨天時にはホール利用した遊び、部屋の交換などで子ども達のストレス発散に努めている。建物は古いが玄関、廊下を含め掃除が行き届き清潔である。</p>
<p>3. 親子にきめ細かく寄り添う支援</p> <p>園長や副園長は送迎時に声をかけ、日中は保育室や園庭で遊ぶ様子を見守っている。子ども一人ひとりの自主性を尊重し、のびのびと活動できるよう配慮している。職員はそれぞれの子どもの特徴や違いを受け止め「肯定的な言葉」を掛けるように心がけている。園内のドキュメンテーション掲示は、保護者にとって保育の様子を知ることが出来、親子のコミュニケーションのきっかけにもなり、アンケートでも安心感につながっていると評価されている。卒園にむけて5歳児の「おおきくなったね」ボードには、担任以外の職員のメッセージと保護者のメッセージが書かれ、階段壁面に掲示し、園のみんなで成長と卒園を祝う気持ちを表現している。保護者からは笑顔で親身・誰でも挨拶してくれる・子どもの名前を憶えてくれている」などの多くの感謝のコメントがある</p>
<p>4. 異年齢交流を通じて自己肯定感を育てる</p> <p>異年齢保育での年上、年下の関係における子ども同士触れ合いは、特に年長組になればお兄さん、お姉さんの意識を芽生えさせている。その時期に合わせた子どもの成長支援を工夫して、子ども達の自己肯定感や達成感を育てる様にしている。食事時には、子ども達はDJ役(放送係)として食事について園内放送を体験する。表現発表会はコロナの関係で今年は録画で対応した。保護者の参加はなかったが、子ども達は自分の役割を演じきり、そのことが舞台で演じることの楽しさと満足感を体験し、自信に繋がっている。当番活動では、自分の役割を果たすことで人の役に立つ喜びを感じられるように保育士が声掛けを行いサポートしている。5歳児が低学年にお手伝いに行く等、異年齢交流にも取り組んでおり、小学校入学前の自立心を育てている。</p>
さらに取り組みが望まれるところ
<p>1. 文書・マニュアルの見直し・整理</p> <p>今回の市立7保育園の第三者評価にあたっては、事前に様々資料の提出頂き、併せてファイリングリスト(資料一覧表)を拝見することが出来た。様々な文書やマニュアルがあり、保育運営に活用されていることが確認できたが、園ごとにかかなりのバラツキも見受けられた。7園長会議等でかなりのものは共通化されているようであるが、今一度必要な文書やマニュアルの整理のやり方、共通化を検討されては如何でしょうか。</p>
(評価を受けて、受審事業者の取り組み)
<p>第三者評価を受け、改善点や検討課題が明確になりました。こちらが伝えている内容が受け取り手に十分伝わっていなかったことを知り、繰り返しお伝えすることの必要性和日々の対話の大切さを感じております。保育園での取り組みにつきましても、保護者の皆様にご理解いただけるよう発信していきたいと思っております。今回評価していただいた良い点をより一層高め、改善すべき点は、職員皆で検討し取り組んで参りたいと思っております。気軽に何でも話していただける関係づくりを大事にしながら子ども、保護者、職員にとって居心地のよい保育園を目指したいと思っております。</p>

福祉サービス第三者評価項目（保育所）の評価結果

大項目	中項目	小項目	項目	標準項目	
				■実施数	□未実施数
I 福祉サービスの基本方針と組織運営	1 理念・基本方針	理念・基本方針の確立 理念・基本方針の周知	1 理念や基本方針が明文化されている。	3	0
			2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	3	0
			3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	3	0
	2 計画の策定	事業計画と重要課題の明確化 計画の適正な策定	4 事業計画を作成し、計画達成のための重要課題が明確化されている。	4	0
			5 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	3	0
	3 管理者の責任とリーダーシップ	管理者のリーダーシップ	6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組みに取り組み指導力を発揮している。	5	0
	4 人材の確保・養成	人事管理体制の整備	7 施設の全職員が守るべき倫理を明文化している。	3	0
			8 人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	4	0
		職員の就業への配慮	9 事業所の就業関係の改善課題について、職員（委託業者を含む）などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	5	0
		職員の質の向上への体制整備	10 職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	5	0
II 適切な福祉サービスの実施	1 利用者本位の保育	利用者尊重の明示	11 施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	4	0
			12 個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	3	1
		利用者満足の向上	13 利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	4	0
		利用者意見の表明	14 苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	4	0
	2 保育の質の確保	保育の質の向上への取り組み 提供する保育の標準化	15 保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、保育の質の向上に努めている。	3	0
			16 提供する保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	4	0
	3 保育の開始・継続	保育の適切な開始	17 保育所利用に関する問合せや見学に対応している。	2	0
			18 保育の開始に当たり、保育方針や保育内容を利用者に説明し、同意を得ている。	4	0
	4 子どもの発達支援	保育の計画及び評価	19 保育所の理念や保育方針・目標に基づき保育課程が適切に編成されている。	3	0
			20 保育課程に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	5	0
			21 子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	5	0
			22 身近な自然や地域社会と関わられるような取り組みがなされている。	4	0
			23 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	5	0
			24 特別な配慮を必要とする子どもの保育が適切に行われている。	6	0
			25 長時間にわたる保育に対して配慮がなされている。	3	0
			26 家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	3	0
		子どもの健康支援	27 子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	3	0
		食育の推進	28 感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	3	0
	5 安全管理	環境と衛生 事故対策 災害対策	29 食育の推進に努めている。	5	0
30 環境及び衛生管理は適切に行われている。			3	0	
31 事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。			4	0	
6 地域	地域子育て支援	32 地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	5	0	
		33 地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	5	0	
計				128	1

項目別評価コメント

(保育過程は全体的な計画、利用者は子ども・保護者と読み替えて下さい)

標準項目 整備や実行が記録等で確認できる。 確認できない。

評価項目	標準項目
1 理念や基本方針が明文化されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・方針が文書(事業計画等の法人・事業所内文書や広報誌、パンフレット等)に明記されている。 ■ 理念・方針から、法人が実施する福祉サービスの内容や特性を踏まえた法人の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。 ■ 理念・方針には、法の趣旨や人権擁護、自立支援の精神が盛り込まれている。
<p>(評価コメント)</p> <p>7保育園の基本理念及び方針が策定され、「保育園運営規定・重要事項説明書・入園のしおり・概要・全体的な計画」に掲載すると共に、各クラスに掲示して、常に確認できるようにしている。</p>	
2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・方針を事業所内の誰もが見やすい箇所に掲示し、職員配布文書に記載している。 ■ 理念・方針を会議や研修において取り上げ職員と話し合い共有化を図っている。 ■ 理念・方針の実践を日常の会議等で話し合い実行面の反省をしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>理念や基本方針は「入園のしおり・サポーターハンドブック」の読み合せで、周知徹底に努めている。理念・方針の主旨は全体的な計画に反映し、それぞれの目標や計画での実現に努めている。新人には新人対応マニュアル、保育マニュアルに沿って教育し、周知を図っている。7園全体で定期的な職員研修計画があるが、その研修の際に理念・方針等も織り込むこともご検討頂きたい。</p>	
3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 契約時等に理念・方針が理解し易い資料を作成し、分かり易い説明をしている。 ■ 理念・方針を保護者に実践面について説明し、話し合いをしている。 ■ 理念・方針の実践面を広報誌や手紙、日常会話などで日常的に伝えている。
<p>(評価コメント)</p> <p>新入園児の保護者には入園面接時に理念・方針を記載した「入園時入園のしおり・重要事項説明書」等を基に説明し周知している。在園児保護者には懇談会で説明(ただしコロナ禍においては資料「全体的な計画」「年間計画」の配布で対応)した。実践状況は毎月の園だより、クラス便りで知らせ、玄関には掲示板(はぐくみボード)を設置し取り組み状況を送迎時に確認頂いている。</p>	
4 事業計画を作成し、計画達成のための重要課題が明確化されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事業計画が具体的に設定され実施状況の評価が行える配慮がなされている。 ■ 理念・基本方針より重要課題が明確にされている。 ■ 事業環境の分析から重要課題が明確にされている。 ■ 現状の反省から重要課題が明確にされている。
<p>(評価コメント)</p> <p>市健康こども部の部長・次長・課長・主幹等の幹部と7園長が参加する園長会議が保育幼稚園課の主管のもと開催されている。その場で市子ども・子育て支援計画及び課題についての説明がある。園においては、前年度の振り返りを行い課題を明確にしその反省のもとに、年間指導計画、月案、週案、食育計画、行事案を作成している。</p>	
5 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 各計画の策定に当たっては、現場の状況を把握し、職員と幹部職員が話し合う仕組みがある。 ■ 年度終了時はもとより、年度途中にあっても、あらかじめ定められた時期、手順に基づいて事業計画の実施状況の把握、評価を行っている。 ■ 方針や計画、課題の決定過程が、一部の職員だけでなく、全ての職員に周知されている。
<p>(評価コメント)</p> <p>市からの情報、園長会議の報告、園方針や計画・課題・現状等を職員会議等で説明し職員は状況を把握している。計画策定にあたっては、年度末に3歳以上児・3歳未満児会議、リーダー会議、クラス・係、給食員等の各種会議に職員が参加し検討している。その結果や課題は職員会議で確認し、「年間指導計画、月案、週案、食育計画、行事案」に反映している。その進捗状況は職員会議や各会議で定期的に確認され、必要であれば見直しをしている。</p>	
6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組みに組み指導力を発揮している。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・方針の実践面の確認等を行い、課題を把握し、改善のための具体的な方針を明示して指導力を発揮している。 ■ 職員の意見を尊重し、自主的な創意・工夫が生れ易い職場づくりをしている。 ■ 研修等により知識・技術の向上を図り、職員の意欲や自信を育てている。 ■ 職場の人間関係が良好か把握し、必要に応じて助言・教育を行っている。 ■ 評価が公平に出来るように工夫をしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>定期的な職員会議や各種会議で園運営に関する情報を説明すると共に、実践上の課題や要望を聞き、話し合いを深めている。市職員を対象にした人事評価制度で、職員ごとに目標管理シートを作成させ、目標設定、期首面接や期末面接を園長が年2回実施している。職員の必要性を考慮した研修計画を作成し参加させている。</p>	
7 施設の全職員が守るべき倫理を明文化している。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 法の基本理念など踏まえて、保育所の倫理規程があり、職員に配布されている。 ■ 従業者を対象とした、倫理及び法令遵守に関する研修を実施し、周知を図っている。 ■ プライバシー保護の考え方を職員に周知を図っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>職員の倫理については「全国保育士会倫理綱領」を用い、プライバシー保護や個人情報保護などのマニュアルも整備されている。このファイルと同時に「保育者の手帳」を購入し、全職員が所持いつでも確認することができる。新入職員研修時には必ず職員の守るべき倫理について説明し、階層別の職員研修などでも理解を深めて、常に意識するように促している。</p>	

8	人事方針を策定し、人事を計画的・組織的にを行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 人材育成方針が明文化されている。 ■ 職務権限規定等を作成し、従業者の役割と権限を明確にしている。 ■ 評価基準や評価方法を職員に明示し、評価の客観性や透明性の確保が図られている。 ■ 評価の結果について、職員に対して説明責任を果たしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>市は目標管理シートと併せて人事考課制度を導入しており、人事処遇及び人事考課は市の規定及び制度、評価基準表に基づき実施されている。役割と業務分掌・業務内容は浦安市保育園職員業務分担表などで定め、評価基準や方法は、人事評価マニュアルをもとに決定される。目標管理シートに基づく面談時に評価結果について説明している。</p>		
9	事業所の就業関係の改善課題について、職員(委託業者を含む)などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 担当者や担当部署等を設置し職員の有給休暇の消化率や時間外労働のデータを、定期的にチェックしている ■ 把握した問題点に対して、人材や人員体制に関する具体的な改善計画を立て実行している。 ■ 職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。 ■ 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生事業を実施している。 ■ 育児休暇やリフレッシュ休暇等の取得を励行している。
<p>(評価コメント)</p> <p>園長は個人面談や日ごろの会話を通じ職員の要望を聞いている。毎月の有給休暇取得状況や時間外勤務は事務所で管理し、職員会議でも概況説明、取得が少ない職員へは計画的取得を促している。子育て中の職員の部分休業の取得を支援、全体の職員の勤務体制より、人員配置を見直し休暇の取得しやすい環境づくりに努めている。福利厚生の充実と人間関係の良い職場を目指し、レクリエーション係が、ボーリング大会・ディズニールンド・食事会を実施したがコロナ禍のために中止とした。ストレスチェックを年一回行い、必要に応じて医師の面談が受けられる様にしている。</p>		
10	職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 中長期の人材育成計画がある。 ■ 職種別、役割別に能力基準を明示している。 ■ 研修計画を立て実施し、必要に応じて見直ししている。 ■ 個別育成計画・目標を明確にしている。 ■ OJTの仕組みを明確にしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>市の保育園職員研修計画があり、階層別・職種別に応じた研修計画が立てられている。研修はOJT(職場内)、OFF-JT(職場外)、SDS(自己啓発)によって実施される。園は年間の園内研修を計画する市の集合研修への参加は職員のそれぞれの経験年数や希望をもとにしているが、コロナ禍のために集合研修の大半は中止となっている。職員は目標管理シートに個人の研修計画を立て取り組んでいる。OJTによる指導は、指導担当者が明確になっており、助言、相談が受けやすくなっている。</p>		
11	施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 法の基本方針や児童権利宣言など研修をしている。 ■ 日常の援助では、個人の意思を尊重している。 ■ 職員の言動、放任、虐待、無視など行われることの無いように、職員が相互に振り返り組織的に対策を立て対応している。 ■ 虐待被害にあった子どもがいる場合には、関係機関と連携しながら対応する体制を整えている。
<p>(評価コメント)</p> <p>職員会議で全国保育士会倫理綱領や子どもの権利、個人の意思の尊重について話し合い周知すると共に、日常の職員の言動を振り返っている。園児虐待防止マニュアルが策定されており、子どもの様子は、毎日の着替え時等の視診を丁寧に行い、不適切な養育の兆候の早期発見に努めている。虐待等が疑われる場合は、市担当課、関係機関(子ども家庭支援センター、児童相談所等)と連携して対応する。</p>		
12	個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 個人情報の保護に関する方針をホームページ、パンフレットに掲載し、また事業所等内に掲示し実行している。 ■ 個人情報の利用目的を明示している。 □ 利用者等の求めに応じて、サービス提供記録を開示することを明示している。 ■ 職員(実習生、ボランティア含む)に研修等により周知徹底している。
<p>(評価コメント)</p> <p>市の情報公開条例と個人情報保護条例に基づき運用している。園では個人情報保護マニュアルを策定し、「入園のしおり」にその主旨を記載し、利用者に対し、説明を行っている。更新の際に個人情報確認書(同意書)を提出して頂き、利用目的を理解してもらっている。実習生やボランティアへはオリエンテーションの際に説明している。保育記録の開示については浦安市個人情報保護条例及び情報公開条例(市総務部所管)に示されているが、園から保護者への配布文書には明示していない。</p>		
13	利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 利用者満足を把握し改善する仕組みがある。 ■ 把握した問題点の改善策を立て迅速に実行している。 ■ 利用者・家族が要望・苦情が言いやすい雰囲気を作っている。 ■ 利用者等又はその家族との相談の場所及び相談対応日の記録がある。
<p>(評価コメント)</p> <p>毎年市保育幼稚園課から保護者に対して7園共通のアンケートを実施して、集計結果を掲示し対応を図っていたが、今回の第三者評価の保護者アンケートに代わる事となった。その他、父母会で行うアンケートもある。園の行事、保育参観後にアンケートを実施し、要望や意見を伺っている。複数の満足度調査が実施され園運営の改善に活かされている。個人面談での相談、要望、苦情等は必要に応じてクラス、学年、園全体で検討・対応し、記録している。</p>		
14	苦情又は意見を受け付ける仕組みがある	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保護者に交付する文書に、相談、苦情等対応窓口及び担当者が明記され説明し周知徹底を図っている。 ■ 相談、苦情等対応に関するマニュアル等がある。 ■ 相談、苦情等対応に関する記録があり、問題点の改善を組織的に実行している。 ■ 保護者に対して苦情解決内容を説明し納得を得ている。
<p>(評価コメント)</p> <p>苦情対応マニュアルがある。苦情対応窓口及び担当者を明記し、玄関に掲示、ご意見箱を設置しているが、投函者はほとんどいない。園長は職員に対して日頃から保護者との良き信頼関係づくりを指導している。質問があれば、ノート、電話、口頭で丁寧に対応している。苦情内容は必要に応じ職員と話し合い、改善を図るようにしている。保護者アンケートでは、苦情の窓口の職員を知らない方が3割ほどある。苦情が言いにくいという意見ではなさそうだが、掲示や案内の仕方に工夫が必要と思われる。</p>		

15	保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、保育の質の向上を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保育の質について自己評価を定期的に行う体制を整備し実施している。 ■ 保育の質向上計画を立て実行し、PDCAサイクルを継続して実施し恒常的な取り組みとして機能している。 ■ 自己評価や第三者評価の結果を公表し、保護者や地域に対して社会的責任を果たしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>年間指導計画、月案、週案、保育日誌等で定期的に達成状況を把握している。子どもへの具体的な関わり方は園内研修を通じて、振り返り、それらの課題や反省点は次年度の計画に活かす仕組みがある。職員一人ひとりの保育の質の向上に向けて、目標管理シートに年間目標・研修計画の達成状況を記入し、課題や改善点を見つけたし、次の達成目標とするPDCAの仕組みがある。今回の第三者評価受審の結果は公表する。</p>		
16	提供する保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 業務の基本や手順が明確になっている。 ■ 分からないときや新人育成など必要に応じてマニュアルを活用している。 ■ マニュアル見直しを定期的に行っている。 ■ マニュアル作成は職員の参画のもとに行われている。
<p>(評価コメント)</p> <p>職員は浦安市立保育園共通マニュアル、園独自のマニュアル・手順書に沿って日常業務を実施している。新人研修に各種マニュアルを活用している。市立7園園長会で浦安市立保育園共通マニュアルの検討、改定を行っている。園独自のマニュアルは必要に応じて見直し、改定を実施している。マニュアルの作成、改定は、職員会議で検討し、職員の意見を反映する仕組みがある。</p>		
17	保育所利用に関する問合せや見学に対応している。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 問合せ及び見学に対応できることについて、パンフレット、ホームページ等に明記している。 ■ 問合せ又は見学に対応し、利用者のニーズに応じた説明をしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>浦安子育て情報サイトMY浦安に問い合わせ先を掲載し、職員は園庭開放後に口頭で見学できることを周知している。副園長が園リーフレットを使い、質問に答えながら見学説明をしている。現在はコロナ禍で見学時間(30分程度)や人数(1名)の制限をしているが、利用者の希望に対応するように調整もしている。</p>		
18	保育の開始に当たり、保育方針や保育内容等を利用者に説明し、同意を得ている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保育の開始にあたり、理念に基づく保育方針や保育内容及び基本的ルール等を説明している。 ■ 説明や資料は保護者に分かり易いように工夫している。 ■ 説明内容について、保護者の同意を得るようにしている。 ■ 保育内容に関する説明の際に、保護者の意向を確認し、記録化している。
<p>(評価コメント)</p> <p>入園時には副園長、主任保育士が保護者毎に入園のしおりと重要事項説明書の説明をしている。保護者の意向を確認し記録している。特に重要な箇所は前置きするなど配慮し、保護者の同意確認を得ている。年度初めの懇談会で必ず全体的な計画の説明をしている(今年度はコロナ禍で懇談会は中止、資料配付のみ)。</p>		
19	保育所の理念や保育方針・目標に基づき保育課程が適切に編成されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保育課程は、保育理念、保育方針、保育目標及び発達過程などが組み込まれて作成されている。 ■ 子どもの背景にある家庭や地域の実態を考慮して作成されている。 ■ 施設長の責任の下に全職員が参画し、共通理解に立って、協力体制の下に作成されている。
<p>(評価コメント)</p> <p>浦安市の「育てたい子どもの像」と就学前「はいく・教育」指針を基に地域性を考慮した全体的な計画(保育過程)を令和元年度に作成した。全体的な計画は、職員の意見が反映されるように職員会議で検討し作成している。</p>		
20	保育課程に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保育課程に基づき、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と短期的な指導計画が作成されている。 ■ 3歳児未満、障害児等特別配慮が必要な子どもに対しては、個別計画が作成されている。 ■ 発達過程を見通して、生活の連続性、季節の変化を考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらいや内容が位置づけられている。 ■ ねらいを達成するための適切な環境が構成されている。 ■ 指導計画の実践を振り返り改善に努めている。
<p>(評価コメント)</p> <p>全体的な計画(保育過程)を基に年間指導計画、月案、週案を作成している。保育日誌は毎日の活動、子どもの様子・評価・反省点を具体的に記録している。指導計画は評価・反省を細かく記入し、主任、副園長、園長が確認し、振り返り改善につなげている。配慮が必要な子どもへの個別支援計画は、保護者の意向を確認して作成し、保護者には口頭で園での様子を伝え、共通理解をしたり、書面でやり取りもしている。</p>		
21	子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子どもの発達段階に即した玩具や遊具などが用意されている。 ■ 子どもが自由に素材や用具などを自分で取り出して遊べるように工夫されている。 ■ 好きな遊びができる場所が用意されている。 ■ 子どもが自由に遊べる時間が確保されている。 ■ 保育者は、子どもが自発性を発揮できるような働きかけをしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>園庭は3歳以上児と3歳未満児とに分け使用日を決めている。保育園統一事項には安全・安心して遊べるようにおもちゃ使用に関する注意事項をきめ、それにしたがって遊べるように保育士は声掛けをしている。園庭遊びができない時はホールや、他クラスでの遊びを提供し、子どもの自主性と興味関心の幅を広げるように努めている。現在は現場の声から提案された「玩具の配置や提供方法」を見直す取組を始めている。</p>		

22	身近な自然や地域社会と関われるような取組みがなされている。	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもが自然物や動植物に接する機会を作り、保育に活用している。 ■散歩や行事などで地域の人達に接する機会をつくっている。 ■地域の公共機関を利用するなど、社会体験が得られる機会をつくっている。 ■季節や時期、子どもの興味を考慮して、生活に変化や潤いを与える工夫を日常保育の中に取り入れている。
(評価コメント) 園の周辺には市役所前広場、市立郷土博物館、総合福祉センター、老人福祉センター(Uセンター)などの公共施設があり、園外活動で散歩や施設訪問を実施していた(今年度はコロナ禍で中止)。公園散歩や市の文化的施設見学を通して、社会ルールを身に付ける機会になっていた。春には浦安市「花いっぱい運動」で近隣中学校へ行き花苗を植え、花や緑を大切に作る気持ちを育てる機会があった。		
23	遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	<ul style="list-style-type: none"> ■子ども同士の関係をより良くするような適切な言葉かけをしている。 ■けんかやトラブルが発生した場合、危険のないように注意しながら、子供達同士で解決するように援助している。 ■順番を守るなど、社会的ルールを身につけていくように配慮している。 ■子どもが役割を果せるような取組みが行われている。 ■異年齢の子どもの交流が行われている。
(評価コメント) 子どもの理解度や年齢にあわせた遊びや集団の生活の中での約束ごとを伝え、相手を思いやる心や我慢する気持ちを育みながら、社会的ルールが身につくよう関わっている。けんかやトラブルの際は子どもの気持ちを受け止め、子ども同士で解決の糸口を見つけ出すよう見守っている。表現発表会は今年は1クラス毎の発表となったが自分の役割を演じきり、舞台上演することの楽しさと満足感、自信に繋げている。当番の子どもに対して、自分の役割を果たすことで他人の役に立つ喜びを感じられるように保育士が声掛けを行いサポートしている。5歳児が低学年のクラスにお手伝いに行く等、異年齢交流に取り組み、相互に刺激を受けている。		
24	特別な配慮を必要とする子どもの保育	<ul style="list-style-type: none"> ■子ども同士の関わりに対して配慮している。 ■個別の指導計画に基づき、きめ細かい配慮と対応を行い記録している。 ■個別の指導計画に基づき、保育所全体で、定期的に話し合う機会を設けている。 ■障害児保育に携わる者は、障害児保育に関する研修を受けている。 ■必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。 ■保護者に適切な情報を伝えるための取組みを行っている。
(評価コメント) 個別指導計画の作成時には、保護者と面談し、養育方針・希望等を聞き、それぞれの子ども達の発達状況を把握している。保育カウンセラーが毎月1回、発達センター等関係機関からの巡回もあり、アドバイスや相談・指導・情報等を得ている。障害児保育研修会にリーダーが参加し、後日伝達講習を行い全職員に周知している。職員会議で定期的に報告及び話し合い、情報共有し園全体でその子どもに関われるようにしている。		
25	長時間にわたる保育に対して配慮がなされている。	<ul style="list-style-type: none"> ■引き継ぎは書面で行われ、必要に応じて保護者に説明されている。 ■担当職員の研修が行われている。 ■子どもが安心・安定して過ごせる適切な環境が整備されている。
(評価コメント) 朝・日中・夕、担当した時間毎の情報や連絡事項・引継ぎ事項をノートに記載し共有を図り、必要に応じて保護者に説明している。夕には、当番職員とサポーターの担当で、職員が保護者に子どもの情報や連絡事項を伝える。長時間保育の子どもが1日を恙なく安心して過ごせるよう、各学年担当者とサポーター打ち合わせ、事務所との打合せを月1回行っている。サポーターへは登・降園時の保護者への説明で分からないことは担任に確認して伝える様に話し、伝達に齟齬が生じないようにしている。		
26	家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	<ul style="list-style-type: none"> ■一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、子どもの発達や育児などについて、個別面談、保育参観、保育参加、懇談会などの機会を定期的に設け、記録されている。 ■保護者からの相談に応じる体制を整え、相談内容が必要に応じて記録され上司 ■就学に向けて、保育所の子どもと小学校の児童や職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携を図るとともに、子どもの育ちを支えるため、保護者の了解のもと、保育所児童保育要録などが保育所から小学校へ送付している。
(評価コメント) 送迎時に話したり、連絡ノートでやりとりをしている。必要があれば個別に面接や参観してもらう等状況に応じ行っている。個別面接は全員対象で年一回行っている。参観は前年度までは年2回実施したがコロナ禍の為、今年度は人数、時間の制限をして1回のみ開催となった。小学校、幼稚園等と連携を取り、例年であれば、年長児は就学前に隣接の小学校を訪問し給食等の体験をしていた。毎年小学校の教頭先生が来園され保護者対象に就学に向けた話をしている。子どもの園における活動は、保護者が送迎時に見られるよう説明付き写真満載の「はぐくみボード」に掲示している。保育所児童保育要録を作成し、小学校へ送付している。		
27	子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもの健康に関する保健計画を作成し、心身の健康状態や疾病等の把握・記録され、嘱託医等により定期的に健康診断を行っている。 ■保護者からの情報とともに、登所時及び保育中を通じて子どもの健康状態を観察し、記録している。 ■子どもの心身の状態を観察し、不適切な養育の兆候や、虐待が疑われる場合には、所長に報告し継続観察を行い記録している。
(評価コメント) 年二回の内科健診・歯科健診・毎月の身体測定、6か月未満時は月一回の乳児検診を行う。ぎょう虫卵検査(年二回)、尿検査(3歳以上児)を実施している。登園時・着替え時に担任や看護師が子どもを視診し、皮膚状態等の健康観察を行い記録し、虐待が疑われる場合は、写真を撮り記録し関係機関(子ども家庭支援センター、児童相談所等)と連携し対応する。看護師が一日2回クラスを巡回し健康状態を確認し、月1回「はぐくみボード」を発行し健康に関する話題を提供している。コロナ禍のなか、保護者には家族の健康観察表の記入をお願いしている。		
28	感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行っている。 ■感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、協力を求めている。 ■子どもの疾病等の事態に備え、医務室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を常備し、適切な管理の下に全職員が対応できるようにしている。
(評価コメント) 看護師が常駐しており、感染症・疾病等体調不良時にはマニュアルに沿って保健室で休ませる。今年度は全園児に健康観察表の記録(毎日、休みの日も含む)を依頼し、積極的な予防に努め、感染症が発生した場合は園内掲示で知らせている。看護師が子どもの年齢に合わせた手洗い、うがいの指導を計画的に行っている。適切な換気・除湿・加湿・通風に努め、テーブル等の消毒・ペーパータオルの使用・食事の際にはシールドを使用するなど衛生面に留意している。職員は出勤時の手洗いの徹底・検温・月一回の検便を行い、感染防止に努めている。		

29	食育の推進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■食育の計画を作成し、保育の計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めている。 ■子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員との関わりなどに配慮している。 ■体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応している。 ■食物アレルギー児に対して誤食防止や障害のある子どもの誤飲防止など細かい注意が行われている。 ■残さず食べることや、偏食を直そうと強制したりしないで、落ち着いて食事を楽しめるように工夫している。
<p>(評価コメント)</p> <p>食育計画に沿って、年齢毎に年間指導計画・月週指導計画を作成・実施し、保護者からアンケートを取り、評価・改善に繋げている。「もぐもぐでーにこにこれすとらん・おさかなでー」食材に触れる日・出前おにぎりなどを計画し、食材や調理する人との触れ合いの機会を設け、園内放送で当日のDJ係が献立の案内を行い、子どもの食への興味を引き出している。アレルギー児の誤食を防ぐために、マニュアルに基づき、アレルギー除去対策の徹底に努めている。事前の献立確認や当日の給食数確認、栄養士と担任で再度の献立確認、配膳は色付きの別トレイで行い担任間で再確認するなど複数回チェックを行っている。偏食や少食の子どもについては、食べられる量を自分で決められるようにしている。</p>		
30	環境及び衛生管理は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めている。 ■子ども及び職員が、手洗い等により清潔を保つようにするとともに、施設内外の保健的環境の維持及び向上に努めている。 ■室内外の整理、整頓がされ、子どもが快適に過ごせる環境が整っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>エアコン、扇風機、空気清浄器、加湿器等を使用し、コロナ禍の為冬期も適宜窓を開け換気・通風を行っている。事故防止チェックリストに基づき、毎週土曜日に園庭・倉庫等のチェックを実施する。保育室は一日数回こまめに掃除し清潔に努め、建物は古いが床などは掃除が行き届き清潔感があるとの保護者の声もある。午睡用のシーツは1週間ごとに交換している。玩具の消毒、ぬいぐるみや布類は日光消毒と定期的な洗濯、それ以外の玩具は日光消毒や流水で洗う。年2回ダニ・空気・照度検査・害虫駆除を行い、看護師が3歳以上児に手洗い・うがいの指導を行っている。</p>		
31	事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■事故発生時の対応マニュアルを整備し職員に徹底している。 ■事故発生原因を分析し事故防止対策を実施している。 ■設備や遊具等保育所内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを図っている。 ■危険箇所の点検を実施するとともに、外部からの不審者等の対策が図られている。
<p>(評価コメント)</p> <p>事故発生時には事故報告書を作成し、事故原因や未然防止策を検討し対策を講じている。定期的に防犯訓練を行い、不審者の侵入に備え、毎月「事故防止チェックリスト」に基づき点検・確認を行い、現状や問題点・改善方法など報告し改善している。「園庭チェック表」に基づき定期的に、園庭や遊具等の安全点検・整備をしている。防犯カメラが設置され、門扉は電子施錠でインターホンで確認後開錠しており、不審者侵入防護柵がある。例年7回防犯訓練を行っていた。現在5歳児対象の市防犯課による防犯教室、交通安全教室を計画している。看護師がAEDの使用法の園内研修を行っている。ヒヤリハットノートを活用し、情報共有と事故防止に努めている。</p>		
32	地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■地震・津波・火災等非常災害発生に備えて、役割分担や対応等マニュアルを整備し周知している。 ■定期的に避難訓練を実施している。 ■避難訓練は消防署や近隣住民、家庭との連携のもとに実施している。 ■立地条件から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じている。 ■利用者及び職員の安否確認方法が決められ、全職員に周知されている。
<p>(評価コメント)</p> <p>消火器訓練・毎月一回の伝言ダイヤル・様々な時間帯での火災想定・地震・高潮訓練等を、年間計画に基づき毎月実施している。年度当初にクラスごとに話し合い役割分担を決め、スムーズに避難出来るようにしており、実施後に振り返り改善している。前年度までは消防署職員の立会い訓練があったが、今年度については新型コロナ感染防止のため中止している。年度初めに異動者、新人に対して消火器・非常通報等の場所の確認や放送器具の取り扱いなどを教えている。保育園緊急メールに全世帯・全職員がアドレスを登録しており、災害発生はハザードマップで確認しており、高潮等の災害時は、隣の小学校を避難場所としている。</p>		
33	地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	<ul style="list-style-type: none"> ■地域の子育てニーズを把握している。 ■子育て家庭への保育所機能を開放(施設及び設備の開放、体験保育等)し交流の場を提供し促進している。 ■子育て等に関する相談・助言や援助を実施している。 ■地域の子育て支援に関する情報を提供している。 ■子どもと地域の人々との交流を広げるための働きかけを行っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>ここ数年でマンションが増え、若い世代の核家族家庭が増加し、保育の需要が高まった地域である。地域子育て支援として平成11年から、園庭開放(のびのび広場)・ホール開放・行事開放を行い、平成13年から一時預かり保育を行い、また保育ママ連携園となっている。従来出前講座の開催、子育てサロンに出向き地域の子育てを援助していたが、今年度はコロナ禍のため中止とした。WEB上の「MY浦安」への発信や地域へのお便り「おてつないで」を発行し、園のお知らせや子育て情報等を伝え、掲示板「子育て応援情報」を設置するなど支援している。</p>		